

## 第 9 回 第 2 農 地 部 会 議 事 録

日 時 平成 2 4 年 9 月 2 0 日 (水) 午後 2 時 0 0 分

場 所 津市久居庁舎 2 階 第 2 会議室

出席部会委員 25<sup>おおい</sup>大井 一司・26<sup>かさい</sup>笠井 克己・27<sup>すずき</sup>鈴木 照正・28<sup>たぐち</sup>田口 慶則  
29<sup>ほりかわ</sup>堀川 忠重・30<sup>もろと</sup>諸戸 善昭・31<sup>たなか</sup>田中 竹次・33<sup>もりやま</sup>守山 孝之  
35<sup>いけだ</sup>池田 昌司・36<sup>もりた</sup>森田 正孝・37<sup>あかほり</sup>赤堀 嘉夫・38<sup>なかがわ</sup>中川 和雄  
39<sup>はぎ</sup>萩野 忠司・40<sup>むかいだ</sup>向田 忠美・42<sup>かたおか</sup>片岡 眞郁・48<sup>まさいく</sup>渡邊 晃一

以上 1 6 名

欠席部会委員 32 長谷川 博

出席部会員外委員 会長 野田 悟・34 浅井 競

議 長 第 2 農地部会長 諸戸 善昭

事務局職員 飯田事務局長・市川調整担当参事・中西担当副主幹

総合支所 久居：加賀主査 一志：片山担当主幹 白山：木下担当副主幹  
美杉：松永主査

議事録署名者 27<sup>すずき</sup>鈴木 照正・37<sup>あかほり</sup>赤堀 嘉夫

事 項

- 報告第 1 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について  
報告第 2 号 農地法第 3 条第 1 項第 7 号の規定による届出について  
報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (所有権移転)  
報告第 4 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出について (使用貸借)
- 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について (農業委員会許可・賃貸借権)  
議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可)  
議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・  
所有権移転)  
議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・  
賃貸借権)  
議案第 5 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について (農業委員会許可・  
使用貸借)  
議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 1 8 条の規定による農用地利用集積計画の決定  
について <別冊>

議 事 の 大 要

議 長	<p>皆さん、農地部会にご参集いただきましてありがとうございます。      それでは、早速ですが、始めさせていただきます。      第9回第2部会を開会させていただきます。      議事録署名委員を私から指名させていただきます。27番 鈴木委員・37番 赤堀委員、ご両人よろしくお願ひします。      それでは、本部会に付議されました議案につきましては、事前に通知いたしましたとおりでございますので、よろしくお願ひします。      まず初めに、会長の専決等の報告事項に入ります。報告第1号から報告第4号につきましては、事務局から一括して報告願ひします。お願ひします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願ひいたします。      報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。      番号1、地区 太郎生、借り人_____、貸し人_____、申請地 美杉町太郎生萩原_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積376㎡、他1筆で合計面積1,159㎡。      これにつきましては、農用地利用権設定を、貸し人、借り人の双方の合意に基づき解約をいたしたものでございます。      以上、件数は1件で1,159㎡、その内容は、畑でございます。      2ページをお願ひいたします。      報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出についてでございます。      番号1、地区 久居、届出者_____、届出地 木造町沢_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,371㎡、取得年月日 平成23年4月17日、取得事由は_____からの相続で、あつせん等の希望はございません。      番号2、地区 久居、届出者_____、届出地 久居明神町南狭間_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,448㎡外3筆で、合計5,028㎡、取得年月日 平成24年2月25日、取得事由は、_____からの相続で、あつせん等の希望はございません。      番号3、地区 榊原、届出者_____、届出地 榊原町野崎_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 300㎡外13筆で、合計12,114㎡、取得年月日は平成22年12月3日、取得事由は、_____からの相続で、あつせん等の希望はございません。      以上、件数は3件で18,513㎡、内容は、田16,255㎡、畑2,258㎡でございます。      4ページをお願ひいたします。      報告第3号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（所有権移転）でございます。      番号1、地区 久居、譲受人_____、譲渡_____人、届出地 川方町里ノ内_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積 165㎡外2筆で合計1,293㎡。      これにつきましては、譲受人は、譲渡人より当該土地を譲り受け、分譲住宅地を造成しようとするものでありまして、分譲区画は9区画でございます。      以上、件数は1件で1,293㎡、内容は、畑でございます。      5ページをお願ひします。      報告第4号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について（使用貸</p>

借) についてでございます。

番号1、地区 久居、借り人\_\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_\_、届出地 久居西鷹跡町\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積273㎡外1筆で合計686㎡。

これにつきましては、借り人は貸し人より申請地を使用貸借し、一般個人住宅及び農業用倉庫を建築しようとするものでございます。

以上、件数は1件で686㎡、その内容は畑でございます。

以上で報告案件の説明を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。

事務局から報告がありましたとおりでございますので、よろしく願いいたします。

それでは、議案事項に入らせていただきます。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。事務局、説明願います。

事務局

失礼します。恐れ入ります、6ページをお願いします。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。

番号1、地区 高岡、借り人\_\_\_\_\_、面積3,402㎡、貸し人\_\_\_\_\_、面積10,252㎡、申請地 一志町田尻世古出\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積704㎡外3筆で、合計2,942㎡。

これにつきましては、高齢による労働力不足で営農を縮小しようとする貸し人が、営農を拡大しようとする借り人に申請地を使用貸借するものでございます。

以上、件数は1件で2,942㎡、その内容は、田でございます。

この案件は、農業をまじめに行い、農機具も保有しており、周辺の農地に影響もなく農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。

議長

事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

田中委員

31番田中です。

9月14日に、委員2名と事務局2名で現地を確認いたしました。事務局の説明どおりでございますので、よろしく申し上げます。

議長

ただいま地元委員の説明ございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがでしょうか。よろしいですか。

部会委員

<一同 意見なし>

議長

それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第1号について、これにご異議ございませんか。

部会委員

<一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第1号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）を議題とします。事務局説明願います。

事務局 恐れ入ります、7ページをお願いします。

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可）でございます。

番号1、地区 栗葉、申請者\_\_\_\_\_、申請地、稲葉町涼野\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目山林、面積52㎡外6筆で、合計2,654㎡。

これにつきましては、申請地は周囲が山林で、獣害もひどく耕作をしても収穫が見込めないため、申請者の亡父が、農地法手続きを行わず、昭和35年ごろと昭和40年ごろに桧を、また昭和50年ごろに杉の植林を行ってきたものでございます。始末書の提出もございますので、追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 栗葉、申請者\_\_\_\_\_、申請地 稲葉町稲里\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目雑種地、面積256㎡。

これにつきましては、申請者が農地法手続きを行わず、申請地を母屋への進入路として使用してきており、また、平成23年9月に申請地にカーポートを建設してしまっただけでございます。始末書の提出もございますので、追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

番号3、地区 榊原、申請者\_\_\_\_\_、申請地 榊原町大広\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも田、面積1,328㎡のうち493㎡。

これにつきましては、営農を拡大しようとする申請者が、申請地に農業用倉庫と<sup>ひさし</sup>庇を、また進入路を設置しようとするものでございます。

番号4、地区 奥津、申請者\_\_\_\_\_、申請地 美杉町奥津セコハ\_\_\_\_\_番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積558㎡。

これにつきましては、申請者は昭和27年ごろから昭和43年ごろにかけて、農地法手続きを行わずに申請地に建物3棟を建設、また、その他は庭として利用してきてしまったものでございます。これにつきましても始末書の提出がございませぬので、追認しようとするものでございます。

農地区分は、第2種農地と判断されます。

なお、申請者は県外在住ですが、相続のため財産整理を行った際に発覚したものでございますので、今回、申請するということになったものでございます。

以上、件数は4件で3,961㎡、その内訳は、田1,554㎡、畑2,407㎡でございます。

いずれの案件も農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。お願いします。

1番お願いします。

鈴木委員	<p>27番鈴木です。</p> <p>9月12日に午後から会長さん始め事務局、また久居総合支所さん、こちらの委員も6名で現地確認を行いました。</p> <p>最初の1番のほうで7件あるわけですがけれども、そのうち代表的なところは県道亀山白山線で_____があるわけですがけれども、その近くにあります。現地としては問題なく植林をされております。詳細については、また事務局のお話にあったとおりでございます。</p> <p>2番につきましては、上稲葉地区でちょうど_____という_____もあるわけですがけれども、その近くがちょうど本宅になっておりまして、以前、古い家を取り壊すのに重機が入るときにそのところを利用して、そのままになっとなったところをきちっと今回整備されたということですので、よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。</p> <p>3番目、お願いします。</p>
堀川委員	<p>29番堀川でございます。</p> <p>12日に現地立ち会いを行いました。場所は、グリーンロード沿いで、先月でしたでしょうか、この_____は新規就農ということで、十何町歩つくっていると思うんですが、昭和37年ぐらいの生まれです。その人が、先月でしたか、この_____番地、これは、ほ場整備した土地でして、これを売買で取得して、そのうちの493㎡の所へ稲作をやっておりまして、機械が必要になってまいりまして、その機械を入れる倉庫と進入路をつくるというもので、周辺何も悪影響を及ぼすようなところではございませんので、問題ないかと思えます。</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。4番お願いします。</p>
赤堀委員	<p>37番赤堀です。</p> <p>9月7日に事務局と委員のほうで現地に立ち会いを行いました。</p> <p>現地はどういうところかといいますと、八幡地域というところで、唯一信号のあるところがありますが、消防署がありまして信号があるところからちょうど200幾つか300メートル、旧道に入ったところで_____というのがあったところの前、昔は結構人通りもあっていい場所だったんですが、現在は裏通りとなっております。ほかとしましては、後ろのところ、名松線の線路があって川淵というようなことで、横につきましても、現在耕作地というのは全くありませんので状況としては問題ないと、あとは事務局の説明のとおりでございます。どうかよろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方、ご意見ありましたら、よろしいですか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 意見なし&gt;</p>

議 長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第2号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第2号については許可することを決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）を議題といたします。</p> <p>事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>恐れ入ります、8ページをお願いします。</p> <p>議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・所有権移転）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、譲受人_____、使用借人_____、譲渡人_____、申請地 久居野村町小膳田_____番、台帳地目・現況地目とも畑、面積264㎡。</p> <p>これにつきましては、現在の住宅が手狭となってきた譲受人が譲渡人より申請地を譲り受け、一般個人住宅を建設しようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>番号2、地区 大井、譲受人_____、譲渡人_____、申請地 一志町井生八反切_____番、台帳地目畑、現況地目宅地、面積171㎡。</p> <p>これにつきましては、申請地は以前から譲受人が畑として借り受けてきたものですが、平成23年8月、譲受人が申請地の隣地の宅地に住宅を建設した際に、あわせて申請地に農地法手続を行わずに物置を設置し、残り部分を庭園として使用してきてしまったものでございます。始末書の提出がありますので、追認しようとするものでございます。</p> <p>農地区分は、第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は2件で435㎡、その内訳は畑でございます。</p> <p>いずれの案件も農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>はい、ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。</p> <p>1番、お願いします。</p>
大井委員	<p>25番大井です。</p> <p>9月12日に現地確認を行いました。場所的には、大まかには久居駅の東側のちょっと北側に桜が丘団地という大きな団地があるんですが、その南側の地区になります。周りは個人用住宅が建ち始めていまして、その隣はすぐ_____が工事にかかっているところで、特に問題ないものと思われまますので、よろしくをお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>2番、お願いします。</p>

田中委員	<p>31番田中です。</p> <p>14日、同じメンバーで9時半から現地を確認いたしました。内容については事務局の説明どおりですので、ひとつよろしく。</p>
議長	<p>ありがとうございました。地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 意見なし&gt;</p>
議長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第3号について、これにご異議ございませんか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 異議なし&gt;</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、議案第3号については許可することを決定したいと思います。</p> <p>引き続きまして、農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）を議題とします。</p> <p>事務局説明願います。</p>
事務局	<p>9ページをお願いいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・賃貸借権）でございます。</p> <p>番号1、地区 久居、借り人_____、貸し人_____、申請地 木造町西松山_____番、台帳地目・現況地目とも田、面積561㎡のうち120㎡。</p> <p>これにつきましては、津市発注の下水道工事の実施に伴い、借り人は貸し人より申請地を借り受けまして、資機材置き場用地として一時転用をするものでございます。なお、期間は4ヶ月間でございます。</p> <p>農地区分は第2種農地と判断されます。</p> <p>以上、件数は1件で120㎡、その内訳は田でございます。</p> <p>農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。</p> <p>1番お願いします。</p>
田口委員	<p>28番田口です。</p> <p>先日、現地確認させていただきましたけれども、公共下水の推進工事の材料置場ということですので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。ただいま地元委員の説明がございましたが、皆さん方のご意見をお伺いします。いかがですか。</p>
部会委員	<p>&lt;一同 意見なし&gt;</p>
議長	<p>それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第4号につ</p>

いて、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第4号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、議案第5号 農地法第5条第1号の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）を議題とします。

事務局、説明願います。

事務局 10ページをお願いいたします。

議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（農業委員会許可・使用貸借）でございます。

番号1、地区 久居、借り人\_\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_\_、申請地 久居野村町北小膳田\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目ともに畑、面積248㎡他1筆で合計321㎡。

これにつきましては、借り人は、親族である貸し人の申請地を借り受けまして、一般個人住宅を建設しようとするものでございます。区分は、第2種農地と判断されます。

番号2、地区 榊原、借り人\_\_\_\_\_、貸し人\_\_\_\_\_、申請地 榊原町西出\_\_\_\_\_番、台帳地目・現況地目とも畑、面積177㎡。

これにつきましては、借り人が所有する現在の自治会の集会所の老朽化に伴いまして、貸し人の申請地を借り受け、自治会集会所の建て替えをするものでございます。地区区分は、第2種農地と判断されます。

以上、件数は2件で498㎡、その内容は畑でございます。

当該案件は、農地法第5条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

以上で説明を終わります。

議長 ありがとうございます。事務局より説明がありましたが、現地に立ち会っていただきました地元委員のご意見をお伺いします。

1番お願いします。

大井委員 25番大井です。

9月12日にこの案件も、現地確認行ってまいりました。この場所も、先ほど説明させていただきました桜が丘団地のほぼ南側の地区で、内容的には事務局説明のとおりで、特に問題ないものと思われまので、よろしく願います。

議長 はい、ありがとうございます。

2番お願いします。

堀川委員 29番堀川です。

この現地は榊原に国立病院があります。榊原国立病院の入り口に当たりまして、この入り口が西出という地区でございます。

この榊原の\_\_\_\_\_は、全部ほ場整備した土地でございます。ほ場整備の計画



のときに、もう既にこの集会所を建てようか建てまいか、いろいろ検討されておられまして、まだ具体化していなかったため農用地設定をなされずに、ただ将来、この集会所をこの地へ建てようということで計画なされておりました土地でございます。したがって、ほ場整備後、畑として換地処分なされておるんですが、集会所用地として草刈りをしておるといような状況でございます。従いまして、当初からそういう計画もあり、ほ場整備した土地ではございますけれども、問題ないんじゃないか、このように考えます。

議長 ありがとうございます。地元委員の説明がございましたが、皆さん方の意見がありましたら。よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第5号について、これにご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議長 異議なしと認めます。よって、議案第5号については許可することを決定したいと思います。

続きまして、お配りいたしました議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局説明願います。

事務局 別冊、津市農用地利用集積計画をお願いします。

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定についてでございます。

1枚めくっていただいた集計表をごらんいただきたいと思います。

右下の合計欄に掲げてありますように、今月は、総合計で14件、32,336㎡の集積がございました。その内容は、賃貸借と使用貸借でございます。

地区別の状況で、一番下の合計欄でご説明いたしますが、今回は美杉地区の集積はございませんでした。

まず久居地区は8件で17,465㎡、その内訳は、田15,422㎡、畑2,043㎡でございます。

一志地区は4件で10,832㎡、その内訳は、田10,512㎡、畑320㎡でございます。

白山地区は2件で4,039㎡、その内訳は、田でございます。

以上、合計で田の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて29,973㎡、畑の集積が、賃貸借と使用貸借を合わせて2,363㎡で、総合計が14件、32,336㎡となっております。

また、認定農業者への集積状況は6件でございます。20,762㎡となっております。

その件数内訳は、久居地区が3件、一志地区が2件、白山地区が1件となっております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。皆様のご意見がございましたら、どうですか、よろしいですか。

部会委員 <一同 意見なし>

議 長 それでは、お諮りします。ただいま審議をいただきました議案第6号について、ご異議ございませんか。

部会委員 <一同 異議なし>

議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号については適正であると認め、市長に進達をいたします。

以上で、本部会に付議されました議案はすべて審議をいただき、終了いたしました。

ありがとうございます。

午後2時30分

上記は、第9回第2農地部会の議事を録したものである。

平成24年9月20日

議 長

出席委員

出席委員